平成２５年（フ）第１８号
茨城県筑西市樋口170番地10
債務者　齊藤富美子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第４０号
茨城県古河市女沼1614番地４　エキュールリープⅡ201号、前住所茨城県古河市上辺見2654番地　パークハイツ１号
債務者　鈴木　広幸
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第４９号
茨城県筑西市倉持1123番地５　ヒロハイツ、前住所茨城県筑西市倉持815番地
債務者　廣瀬　正利
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２１号
栃木県真岡市田町1724番地２
債務者　糸賀　祐樹
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（フ）第１３９６号
千葉市緑区古市場町472番地１　ニッシンビル414号
債務者　柴田　ゆり
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３９７号
千葉県市原市五井中央東１丁目14番地７　保坂ハイツ102号
債務者　柴田タズ子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４５９号
千葉県船橋市二宮２丁目21番15―102号
債務者　三井　麗子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６４号
千葉市中央区都町１丁目42番３号　ヒルズミヤコ202号
債務者　豊永　麻里（旧姓菅谷）
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１００号
千葉県市原市久々津569番地
債務者　大野　直貴
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０２号
千葉県八千代市八千代台北17丁目17番20号　鈴木ハイツ203号
債務者　中澤　都子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３０号
千葉県八千代市大和田242番地68
債務者　川上ひろみ
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２号
富山県魚津市天神野新724番地１
債務者　福山　　悟
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第２２号
長野県松本市大字内田453番地
債務者　小林　　修
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１７号
長野県茅野市宮川4915番地４
債務者　髙原　秀典
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第９号
長野県飯田市山本5721番地
債務者　岡庭　圭佑
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第６号
岐阜県美濃加茂市下米田町西脇1721番地２
債務者　川口　大吾
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３１号
兵庫県加古川市尾上町口里814番地の45
債務者　川尻　　登
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部